CNIPA、専利譲渡・実施許諾の契約書サンプル等の正式版を公表

2023 年 7 月 3 日
JETRO 香港事務所

2023 年 6 月 27 日、国家知識産権局（CNIPA）は、「**専利譲渡・実施許諾契約書サンプル及び契約締結ガイドライン発行の通知**」（关于印发专利转让许可合同模板及签订指引的通知[1]）により、「**専利（出願）権譲**渡契約書（サンプル）及び契約締結ガイドライン」及び「**専利実施許諾**契約書（サンプル）及び契約締結ガイドライン」の正式版を公表した。

本サンプル及びガイドラインについては、今年１月に意見募集が実施されていた[2]。意見募集稿のものから、「専利出願権」譲渡の追加や、専利実施許諾の対象から「技術秘密」の削除[3]、「送達」条項や署名欄の追加等がなされている他、各条項において記載の充実化が図られている。

それら「契約書（サンプル）」の各条項と両者の対応関係[4]は以下のとおりである。（赤字は意見募集稿からの変更点）

専利（出願）権譲渡契約書（サンプル）	専利実施許諾契約書（サンプル）
第１条　用語と用語解説（定義条項）	第１条　用語と用語解説（定義条項）
第２条　対象専利の専利（出願）権の譲渡	
	第２条　実施許諾の付与
第３条　提供資料	
	第３条　実施許諾料及び支払い方法
	第４条　技術資料の提供と検収（任意）
第４条　技術サービス及びトレーニング（任意）	第５条　技術サービス及びトレーニング（任意）
第５条　譲渡費用及び支払い方法	

1 ［原文］https://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/202307/content_6889455.htm
2 JETRO レポート「専利譲渡・実施許諾の契約書サンプル及び契約締結ガイドラインの意見募集」（2023 年 1 月）https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/pdf/report_20230107.pdf
3 中華人民共和国民法典の第 863 条「**技術譲渡契約には**、専利権譲渡契約、専利出願権譲渡契約及び**技術秘密譲渡契約が含まれる**。」の規定と整合性を取ったものと思われる。
4 一覧表において、両契約書（サンプル）の条項の見出しが同一のものを横（同じ行）に並べた。

第 6 条　専利実施・実施許諾の状況及び処分[5]	
第 7 条　経過規定[6]	
第 8 条　機密保持情報	第 6 条　機密保持情報
	第 7 条　その後の改良成果の提供及び共有[7]
第 9 条　表明及び保証	第 8 条　表明及び保証
第 10 条　技術輸出入制限（任意）[8]	第 9 条　技術輸出入制限（任意）[8]
第 11 条　専利権の維持[9]	
	第 10 条　知財権侵害対応と共同権利保護[10]
第 12 条　無効になった専利権（または拒絶された専利出願）の扱い	第 11 条　無効になった専利権（または拒絶された専利出願）の扱い
第 13 条　不可抗力	第 12 条　不可抗力
第 14 条　送達	第 13 条　送達
第 15 条　契約不履行及び損害賠償	第 14 条　契約不履行及び損害賠償
第 16 条　課税（任意）	第 15 条　課税（任意）
第 17 条　紛争解決[11]	第 16 条　紛争解決[11]
第 18 条　契約の発効、変更及び解除	第 17 条　契約の発効、変更及び解除

5 専利の実施及び実施許諾が譲受人によって取得される利益に重大な影響を及ぼすという事実に鑑み、両当事者はまず、譲渡契約の効力発生前に、譲渡人が既に対象専利を実施しているか、又は対象専利の実施を他人に許諾している状況があるか否かを確認するものとする。[ガイドラインより]

6 専利（出願）権の譲渡は、CNIPA による登録後に効力を生じるため、譲渡契約の効力発生日から CNIPA による登録日までの間は、専利（出願）権の譲渡は効力を生じず、この期間は経過期間であり、この期間の専利実施許諾、専利維持義務、費用及び責任について合意する必要がある。［ガイドラインより］

7 実施許諾契約でまず明確にしなければならないのは、当事者が実施許諾された専利に改良を加える権利があるかどうかである。また、使用許諾契約を締結する際には、使用許諾された専利に基づいて形成された改良の権利の所有権について合意する必要がある。[ガイドラインより]

8 「中華人民共和国技術輸出入管理弁法」第 2 条により、専利（出願）権の譲渡が規制の対象であり、輸出入禁止、輸出入制限、輸出入自由の 3 つに区分されている。行政上の義務的要件を無視した結果、契約不履行などの事態が発生することを防止するため、区分ごとの規制要件に注意を払う必要がある。[ガイドラインより]

9 専利（出願）権の移転前の侵害について、譲受人が対応する訴権を有するかどうかは、専利（出願）権の移転手続きにおいて、譲渡人と譲受人との間に明確な合意があるかどうかによって決まる。[ガイドラインより]

10 第三者による使用許諾専利に対する侵害訴訟の可能性について、使用許諾契約において、第三者の専利訴訟の対応主体、訴訟費用の負担、訴訟不成立時の侵害損害賠償責任の負担等を定めるべきである。[ガイドラインより]

11 適用法については、専利（出願）権の譲渡契約が外国の要素を含まない場合、中華人民共和国の法律が一律に適用される。紛争解決の方法は、一般的に調停、訴訟、仲裁に分けられる。[ガイドラインより]

第 19 条　その他	第 18 条　その他
当事者の署名欄	当事者の署名欄
附属書 1　追加用語と用語解説	附属書 1　追加用語と用語解説
附属書 2　対象専利一覧	
	附属書 2　許諾専利~~・技術秘密~~一覧
	附属書 3　マイルストーンペイメント条件
	附属書 4　許可製品一覧／確認方法
附属書 3　提供資料一覧	
	附属書 5　技術資料一覧
附属書 4　技術サービス及びトレーニング一覧	附属書 6　技術サービス及びトレーニング一覧
附属書 5　対象専利権の負担一覧	

本通知には、当事者が、実情を踏まえた上で、自発的かつ合理的な選択に基づいて本サンプル等を使用すべきであることが記載されている。また、利用者からのフィードバックを求めており、使用の実態把握に努めようとしている様子がうかがえる。

（以上）